

**農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会  
土壤農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第 11 回）に  
おける論点整理（座長の指示により事務局取りまとめ）**

**1 食品の特定農薬指定について**

- ・防除目的で使用する食品（食品衛生関係法令に基づき、販売等が可能であるものに限る。以下同じ。）を特定農薬として指定するに際しては、使用者自らが農薬と同様の効果があると信じて防除目的で使用することから、防除効果の有無や薬害については、使用者自らが責任を負うという前提で指定を行う。
- ・たとえ食品であっても、仮に過剰に散布された場合、問題が生ずるおそれも完全には否定できないので、使用の際は薬害や安全性に注意して使用者の責任において使用するよう、指定の際に通知や行政指導等で周知することとする。

**2 防除用として販売することを目指す資材の特定農薬指定について**

- ・農薬取締法の目的は、不正粗悪な農薬の流通を排除し、安全な農作物の安定的な生産に寄与することである。
- ・防除用として販売することを目的とする資材を特定農薬として指定するに当たっては、不正粗悪なもの（あるいは安全性の面から問題のあるもの）が広範に流通し、農業生産に悪影響を及ぼすことがないよう留意することが重要である。
- ・さらに、防除効果が十分でない特定農薬が、防除効果を謳って市販されることは農薬取締法に規定する虚偽の宣伝に該当するおそれがある。
- ・以上のことから、販売を目的としている資材については、その効果及び安全性について、食品などのように、生産現場で既に防除目的に使用され、使用者自らが農薬として利用する場合よりも慎重に審議する必要がある。